

安来市液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律審査基準

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月1日制定)

目 次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 はじめに	2
第 2 用語	2
第 3 申請等及び手続き	2 ~ 4
第 2 章 充電設備	
第 1 充電設備の設置	5
第 2 充電設備の変更	6
第 3 充電設備の完成検査	6
第 4 充電設備の保安検査	6 ~ 7
第 3 章 意見照会について	7

第1章 総則

第1 はじめに

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

また、平成12年の「地方分権推進一括法」の施行を受け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の一部が平成12年4月に島根県から安来市に移譲された。

この権限移譲された液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する液化石油ガスに係る許認可事務において、行政手続法の目的主旨にのっとり、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分に要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 用語

法令名等の略称

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）は、以下「法」という。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）は、以下「政令」という。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通産産業省令第11号）は、以下「省令」という。
- (4) 安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和2年安来市規則第2号）は、以下「細則」という。
- (5) 高压ガス保安法（昭和26法律第204号）は、以下「保安法」という。

第3 申請等及び手続き

2 各申請手続き

手続き	内容	根拠条文	提出部数
意見書交付	貯蔵施設の設置又は特定供給設備設置し液化石油ガスの供給に関する意見照会	法第36条第2項	2部
充てん設備許可	充てん設備を設置しようとする場合	法第37条の4第1項	2部
充てん設備変更許可	充てん設備の所在地、位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとする場合	法第37条の4第3項 (法第37条の2第1項準用)	2部
充てん設備完成検査	許可を受けた充てん設備が完成した場合	法第37条の4第4項 (法第37条の3第1項準用)	2部
充てん設備保安検査	充てん設備の保安検査を受けようとする場合	法第37条の6第1項	2部

2 各届出等手続き

手続き	内容	根拠条文	提出部数
充てん設備変更	充てん設備の所在地、位置、構造、設備若しくは装置の軽微な変更をした場合	法第 37 条の 4 第 3 項 (法第 37 条の 2 第 2 項準用)	2 部
充てん設備完成検査受検	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合	法第 37 条の 4 第 4 項 (法第 37 条の 3 第 1 項ただし書準用)	2 部
充てん設備完成検査結果報告	協会又は指定完成検査機関が完成検査を行った場合	法第 37 条の 4 第 4 項 (法第 37 条の 3 第 2 項準用)	2 部
充てん設備保安検査受検	協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合	法第 37 条の 6 第 1 項ただし書	2 部
充てん設備保安検査結果報告	協会又は指定保安検査機関が保安検査を行った場合	法第 37 条の 6 第 3 項	2 部
充てん設備使用休止	充てん設備の使用を休止する場合	細則第 7 条	2 部
液化石油ガス設備工事	液化石油ガス設備工事を行った場合	法第 38 条の 3	3 部
許可申請取下	許可申請の取り下げ又は許可の取り下げをする場合	細則第 12 条	2 部

3 申請・手続きに係る標準事務処理期間

申請区分	標準処理期間(日)	期間起算日	期間終了日
設置許可申請	21日	申請日の翌日	許可証交付日又は通知書通知日
変更許可申請	14日	申請日の翌日	許可証交付日又は通知書通知日
完成検査申請	14日	検査完了日	検査証交付日又は通知書通知日
保安検査申請	14日	検査完了日	検査証交付日又は通知書通知日
意見書交付申請	7日	申請日の翌日	意見書交付日

備考

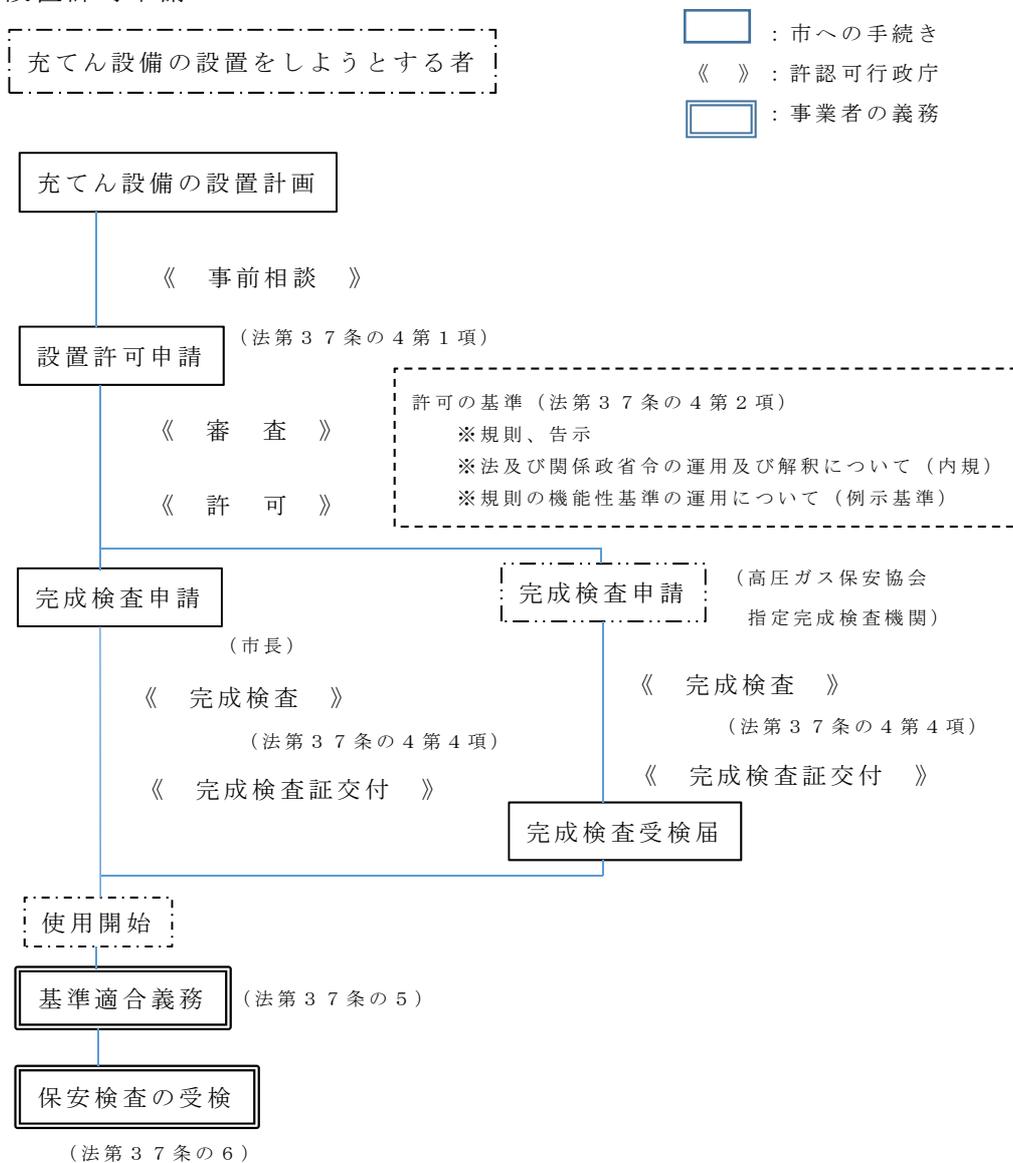
- (1) 標準処理期間の算定日数にあつては、次の日及び期間を含まない。
 - ア 土日、祝日、年末年始等の閉庁日。
 - イ 審査に必要な資料が揃ってない場合、資料が提出されるまでの間。
- (2) 申請日とは、申請等を受領した日(受付印に記された受付日)をいう。
- (3) 交付日とは、許可証にあつては、許可年月日を示し、検査証、意見書にあつては、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- (4) 不許可等により、許可証等が交付できないときは、不許可等通知書の通知日を期間終了日とする。

- 4 許認可等の審査にあつては、法、政令、省令及び細則、当該審査基準に規定するもののほか、「安来市液化石油ガスの保安の確保及び適正な取引に関する法律許認可等申請手続きの手引き」を参照すること。

第2章 充てん設備

第1 充てん設備の設置（法第37条の4第1項）

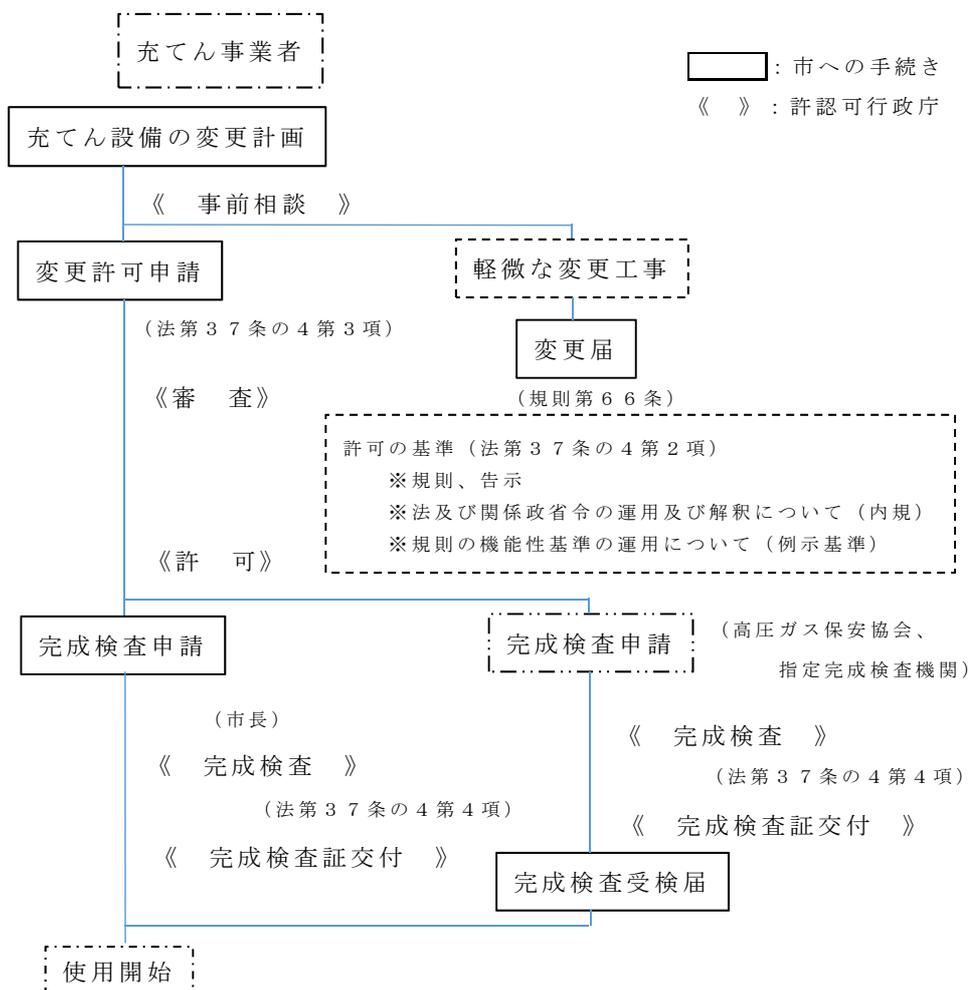
設置許可申請のフロー



- 1 規則第64条第1項及び第2項に規定する技術上の基準のほか、以下の基準のとおりとする。
- (1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 (H9.3.17 通商産業省告示第127号)
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (R3.2.25 20210203 保局第1号)
 - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (H26.10.22 20140901 商局第3号)
 - (4) 安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律許認可等申請手続きの手引き

第2 充てん設備の変更（法第37条の4第3項）

変更許可申請のフロー



- 1 規則第64条第1項及び第2項に規定する技術上の基準のほか、以下の基準のとおりとする。
 - (1) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（H9.3.17 通商産業省告示第127号）
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（R3.2.25 20210203 保局第1号）
 - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（H26.10.22 20140901 商局第3号）
 - (4) 安来市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律許認可等申請手続きの手引き

第3 充てん設備の完成（法第37条の4第4項）

完成検査は、充てん設備の設置又は変更許可を受けた法で定める技術上の基準に適合していることを確認するものとする。

第4 充てん設備の保安検査（法第37条の6）

充てん設備に対して法第37条の4第2項に定める基準に対する適合維持の可否

を判定するものとする。

第3章 意見照会（法第36条第2項）

液化石油ガス販売事業者が法第36条第2項の規定に基づく安来市消防本部消防長への意見の求めに対し、次の基準等について審査するものとする。

- 1 消防用設備等が消防法令の規定への適合の可否
- 2 火災予防条例の規定への適合の可否
- 3 その他火災予防上の観点から危険性の有無